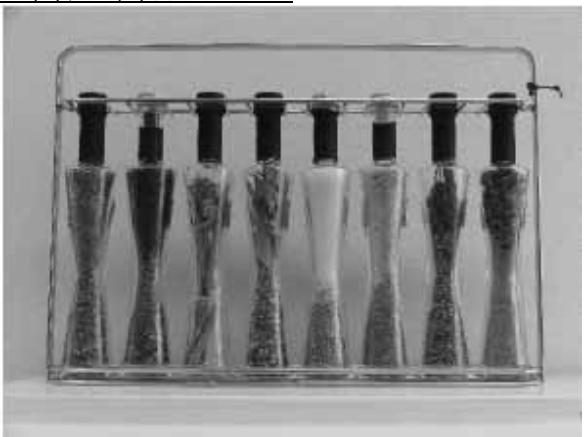


新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>2103.90. 4 .(省 略)</p> <p>5 .香辛料、種、ハーブ、果実、塩、調味料を取り揃えたものから成る物品</p> <p>本品は、それぞれ 2 種類の物品が砂時計型のガラス瓶に入れられたものから成る。瓶は特別にデザインされた金属フレームに入って提示される。ガラス瓶の中身を構成する物品はそれぞれ層をなしており、まず最初に上の物品が取り除かれないと下の物品を使用することが出来ず、上下の物品は混ざり合わない。これは、瓶の砂時計型によって混合が妨げられているか、若しくは、全形の月けい樹の葉やけい皮の束のような、一部の物品のサイズによるものである。個々の瓶に入っている物品は、それぞれ以下のものから成っている：</p> <p>ローズマリーと、パセリに似た乾燥ハーブ、ごま、破碎したチリペッパーからなる調味料 黒こしょう粒と破碎したチリペッパー 薄く切った乾燥りんごとけい皮の束 全形の月けい樹の葉と、ごま、マスタードの種と破碎したチリペッパー 海塩（大粒）と、粉碎した黒こしょうと塩（標準の結晶） 乾燥破碎たまねぎとクミンの種 全形のチリペッパーとコリアンダーの種 アニスの種と、塩を含んだ粉碎したパブリカからなる調味料 通則 1、2 (b)、3 (b) 及び 6 を適用</p> 	<p>2103.90 4 .(同 左)</p> <p>（新 規）</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>2202.90 4 .(省 略)</p> <p><u>2202.90 5 . ノンアルコール飲料 (Gripe "water")</u></p> <p>本品は、小売用の 100 ミリリットル瓶に入っており、重炭酸ナトリウム(5 ミリリットル中 50 ミリグラム)とテルペンを含まないヒメウイキョウ油(5 ミリリットル中 2.5 ミリグラム)を含んでいる。乳児や小児の腹痛、胃酸過多や膨満の軽減のため、更なる調製や希釈をすることなく、適量を飲用できるようにしたものである。摂取目安量は、年齢により、2.5 ミリリットルから 15 ミリリットルを、一日 8 回までである。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	<p>2202.90 4 .(同 左)</p> <p>(新 規)</p>
<p>2208.90 2 .(省 略)</p> <p><u>2209.00 1 . 植物油、酢又は植物油及び酢を混合したもののそれに食材を加えて取り揃えた物品</u></p> <p>本品は、それぞれ砂時計型のガラス瓶に入れられ、これらはともに特別にデザインされた金属フレーム（スタンド）にのせて提示され、小売用のセットにしたものである。それぞれの瓶は混合品から成るもので、以下の 3 つの製品の組み合わせのうちのひとつを有している：</p> <p><u>カノーラ油（低エルカ酸菜種油）チリペッパー及び黒こしょう</u></p> <p><u>カノーラ油、バルサミコ酢、白酢及びローズマリー</u></p> <p><u>白酢、チリペッパー、ローズマリー、あんず、塩、抗酸化剤及び保存料</u></p> <p><u>通則 1、3 (c) 及び 6 を適用</u></p> 	<p>2208.90 2 .(同 左)</p> <p>(新 規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
3306.90 2 .(省 略)	3306.90 2 .(同 左)
3307.90 <u>1 . 殺菌した塩化ナトリウム溶液</u> 本品は、殺菌した塩化ナトリウム 0.9% 溶液で、保存料は含まれていない。乳幼児、小児、大人の点鼻、点眼用や洗眼への使用が推奨されている。本品は、5 ミリリットル入りのバイアル 12 本を箱詰めしたものである。 <u>通則 1 及び 6 を適用</u>	(新 規)
3307.90 <u>2 . Physiological, sterilized and micro-diffused solution of sea water</u> 本品は、天然のミネラル塩と海洋微量元素に富んだ、海水 31.82% からなる等浸透圧の溶液で、保存料は含まれていない。不活性高圧ガス（窒素）が充填された 100 ミリリットルのスプレー缶（上部にノズル付）入りで紙箱で包装されている。乳幼児、小児、大人用の日常の鼻腔洗浄、乾燥した鼻腔を湿らせるため、または耳鼻咽頭に係る病気の治療を補完するものとして使用することが推奨されている。 <u>通則 1 及び 6 を適用</u>	
5601.30 1 .(省 略)	5601.30 1 .(同 左)
5603.12 又は 5603.13 <u>1 . 不織布</u> 本品は、湿式集積プロセスにより製造されたものである。厚さの異なる人造纖維及びセルロース纖維（10～35%）の混合物にアクリル系の結合剤を染み込ませたものからなる。重量は 60 g / m ² から 80 g / m ² であり、幅が 100 mm から 1500 mm のロール状となっている。使い捨てのミルクフィルター、ウエストバンド、刺しゅうの基材又は靴底の材料の製造といった幅広い用途に使われる。 <u>通則 1 及び 6 を適用</u>	(新 規)